

入札公告

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本入札への参加を希望するものは、次に定める事項のほか入札説明書等に定める事項を承知の上、応募すること。

令和7年10月27日

社会福祉法人鳥取県厚生事業団
理事長 中山 貴雄

1 入札対象案件

発注機関	社会福祉法人鳥取県厚生事業団(以下、「事業団」という。)
名称	社会福祉法人鳥取県厚生事業団の施設で使用する電気の供給 予定使用電力量(供給期間総計) 6, 171, 301kWh 予定使用電気量は、令和6年7月から令和7年9月までの使用実績を参考に出算したものであり、天候等により変動することがある。 また、下記の供給(契約)期間と合致するものではありません。
供給場所	鳥取市鹿野町今市1078 鹿野かちみ園 他12施設
仕様	入札説明書及び仕様書による
供給期間	令和8年1月1日から令和9年3月31日まで(15月間) ただし、施設の廃止等により、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 入札参加者の条件

単独・共同企業体の別	単独
本店所在地	—
入札参加資格	(1) 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他(電力供給その他これに類する営業に限る。)であること。 (2) 国又は地方公共団体において前号と同等の資格を有する者。 (3) その他、入札説明書に記載のとおり。

3 応募方法

(1) 入札参加申請と入札参加資格の決定

提出場所及び様式の交付場所	以下に持参又は郵送すること。(持参の場合は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時の間)※メール・ファクシミリ可 様式はホームページからダウンロードすること。 鳥取県鳥取市伏野2259番地43 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局 ホームページ http://www.tottori-kousei.jp/ 電 話 0857-59-6033 ファクシミリ 0857-59-6055 電子メール honbu_soumu4@tottori-kousei.jp
---------------	--

入札参加申込書類	入札参加申込書 ※添付書類 ①入札参加資格を証明する書類（鳥取県競争入札参加資格の場合は省略可） ②新電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を証明する書類又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第2条第1項により新電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者であることを証明する書類（経済産業省資源エネルギー庁ホームページの登録小売電気事業者一覧に掲載されている場合は省略可）
提出期限	令和7年11月10日（月）午後5時まで
提出部数	1部
郵送の可否	可
審査結果の通知	令和7年11月11日（火）午後5時までに入札参加資格審査決定通知書をファクシミリで通知する。

（２）入札手続

入札方法	紙入札
質問書提出期限	令和7年11月10日（月）午後5時まで
回答期限	令和7年11月18日（火）午後5時まで
入札日時	令和7年11月21日（金）午後2時即時開札
入札会場	鳥取市伏野2259番地43 伏野つばさ園 会議室
入札保証金	開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする
最低制限価格	適用しない
その他	郵便による入札を可とする。 ただし、郵送の場合する入札書は、二重封筒（内封筒および外封筒）とし、書留郵便等の配達記録が残るものに限り、入札日の前日までの必着とする。（入札書の日付は作成日とする。）

4 入札説明書等の閲覧場所

閲覧場所	事業団ホームページ
購入場所	—

5 その他

問合せ先	鳥取県鳥取市伏野2259番地43 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局 担当:中原 電 話 0857-59-6033 ファクシミリ 0857-59-6055 電子メール honbu_soumu4@tottori-kousei.jp
------	---

入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団（以下、「事業団」という。）が行う一般競争入札に参加しようとする者が、熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにしたものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告「社会福祉法人鳥取県厚生事業団の施設で使用する電気の供給」（以下「公告」という。）のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく鳥取県競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「その他（電力供給その他これに類する営業に限る。）」であること。
または、国、地方公共団体等から発行されたこれと同等の資格を有する者。
- (3) 鳥取県（前号後段の資格を有する者にあつては、その発行機関）から資格（指名）停止措置を受けた期間に、当該入札の開札日が含まれていないこと。
- (4) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営むことができる者であること。

3 落札者の義務

- (1) 一般送配電事業者との間に託送供給約款に基づく契約を締結すること。
- (2) 一般送配電事業者の託送供給約款の条項を実施するうえで、需要設備に機器等の付加が必要であるときは自らの負担により行うこと。ただし、一部の機器等について一般送配電事業者が負担して設置する場合は、事業団と協議により行うことができる。なお、機器等の付加に伴う作業は、原則無停電状態で行うものとし、供給開始日に間に合わせて供給を行うこと。

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先
〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野2 2 5 9 番地4 3
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局総務課
電 話 0857-59-6033 / F A X 0857-59-6055
メール honbu_soumu4@tottori-kousei.jp
- (2) 業務の仕様に関する問合せ先 上記同様
- (3) 入札説明書等の交付方法
事業団ホームページ (<https://www.tottori-kousei.jp/>) から入手すること。

5 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 質問の受付
本件入札に関しての質問は、質問書【様式第2号】を作成し、電子メール又はファクシミリにより4の(1)の場所に令和7年11月10日（月）午後5時までに提出することとし、原則とし

て、訪問または電話による質問は受け付けないものとする。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和7年11月18日（火）午後5時までに、事業団ホームページによりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を作成の上、4の(1)の場所に令和7年11月10日（月）午後5時までに提出しなければならない。（メール・ファクシミリ可）

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

ア 入札参加申込書【様式第1号】

イ 1の(2)の入札参加資格を有することを証明する書類（鳥取県競争入札参加資格の場合は省略可）

ウ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を証明する書類又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第2条第1項により新電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者であることを証明する書類（経済産業省資源エネルギー庁ホームページの登録小売電気事業者一覧に掲載されている場合は省略可）

- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、必要に応じ、事業者が定める契約要綱その他資料の提出を求めることがある。

- (4) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (5) 提出された事前提出資料は返却しない。なお、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

- (6) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。

- (2) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状【様式第3号】を提出すること。

- (3) 入札参加者は、入札書【様式第4号】を当該入札の会場に持参し、提出すること。

- (4) 入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。

ア 入札に当たっては、仕様書に示す予定契約電力及び予定使用電力量に応じた各月電気料金（消費税及び地方消費税を含む）の15カ月分の金額（以下「入札見積金額」という。）をもって落札者を決定するので、入札者は、消費税及び地方消費税を含む金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

なお、この契約は単価契約によるものであり、落札金額が契約額となるものではない。

イ 入札見積金額算定内容を指定の内訳計算書（様式第5号）に記載し、入札書と共に提出すること。なお、内訳計算書に基づいて算出した各月の電気料金合計額には、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。

ウ 基本料金単価及び電力量料金単価は、同一月においてそれぞれ単一の価格とする。ただし、施設毎に異なる単価を設定することは差し支えない。

ただし、施設ごとに単価、割引を設定する場合は施設ごとの内訳計算書【施設別】（様式第6号）も合わせて提出し、施設毎の合計額と内訳計算書（様式第5号）の合計額に大きな乖離が生じてはならない。

エ 基本料金単価及び電力料金単価は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。なお、単価には、1円未満の端数を含むことができる。

オ 電力量料金単価には、燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー促進発電促進賦課金は含まないこと。

カ 入札者固有の割引制度が適用できる場合は、その割引額を内訳計算書に記載し、その割引制度及び内訳計算書に記載した割引額の算定方法が分かる書類（任意様式）を入札書と共に提出すること。なお、割引額算定に当たり、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等に記載のない項目・数値が必要な場合は、5に示す方法により質問書を提出すること。

- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札者は、関係法令、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知のうえ、入札すること。
- (8) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 入札者は、入札書の記載内容について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。
- (10) 委任状及び入札書のあて名は、「社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 中山貴雄」とする。
- (11) 開札は入札終了後直ちに行う。
- (12) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めたときは、入札の執行を中止し又は取りやめることがある。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札参加資格の確認をもって入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に請負代金の額の10分の1以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。（ただし、過去5年間に事業団又は地方公共団体等において、同種同程度の契約実績が複数回あり、債務不履行の恐れがないと認められる場合は、この限りではない。）

ア 契約の保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関又は保証事業会社の保証

エ 履行保証保険契約の締結

9 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金の納付を必要とする入札で、入札保証金を納付しなかった者のした入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札状
- (4) 委任状のない代理人の入札
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (6) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (7) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 金額数字の不鮮明な入札
- (10) 関係法令、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

本件公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

11 契約書作成の要否 要

12 手続における交渉の有無 無

13 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 書類の作成及び契約の手続きにおいて使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位によるものとする。
- (4) 入札終了後、入札者、入札金額、落札者等を事業団ホームページ上で公表する。なお、入札金額は、総額のみ公表し、単価は公表しない。
- (5) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (6) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを関係機関に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

社会福祉法人鳥取県厚生事業団の施設で使用する電気の供給仕様書

1 供給場所

鳥取市鹿野町今市1078 鹿野かちみ園ほか（各施設の内訳は別紙のとおり）

2 供給期間

令和8年1月1日から令和9年3月31日まで

3 仕様

(1) 電気方式等

- ア 電気方式 交流3相3線式
- イ 電圧 6,600V
- ウ 周波数 60Hz

(2) 契約電力等

- ア 予定契約電力 1,648kW（各施設の内訳は別表のとおりとする。）
 - イ 予定使用電力量 6,171,301kWh（各施設の内訳は別表のとおりとする。）
- ※令和6年7月から令和7年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

また、上記2の供給（契約）期間と合致するものではない。

- ウ 予定力率 100パーセント
（各施設の内訳は別表のとおりとする。）

(3) 季節の区分

- ア 夏季 7月1日から9月30日までの間
- イ その他季 ア以外の期間

(4) 時間帯の区分

- ア ピーク時間 夏季の毎日13時から16時までの時間
- イ 昼間時間 毎日8時から22時までの時間。ただし、ピーク時間及び休日等を除く。
- ウ 夜間時間 ピーク時間及び昼間時間以外の時間

(5) 需給地点

各供給場所における建物敷地内の構内引込柱に施設した開閉器の電源側端子

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

4 供給条件

(1) 電気の安定供給

3の（1）及び（2）に示す電気を供給開始日から安定的及び継続的に供給すること。

(2) 障害発生時の対応

障害等が発生した場合には迅速に対応できる態勢を構築すること。

(3) 託送供給約款等の遵守

特定規模電気事業者は、一般電気事業者の託送供給約款に基づいた契約を行うこと。

なお、それに基づき需要設備に機器等の付加が必要な場合は、供給事業者の負担で行うこと。

(4) その他

その他、定めのない供給条件等については、受注者が定める契約要綱等によるものとする。

5 契約後の提出書類

特定規模電機事業者は、一般電気事業者と託送供給約款に基づく契約を行ったことを示す書類の写しを、契約後速やかに発注者に提出する。

6 契約電力の変更

契約電力を変更する必要があるときは、協議の上、変更することができる。

ただし、予定長期契約電力に伴う割引制度を適用させる場合、契約電力は予定長期契約電力を下回ることはいできない。

なお、直近過去1年間の最大電力値の変更に伴い契約電力を変更する場合においては、協議することなく自動的に変更することができる。

7 使用電力量の増減

実際の使用電力量は、3の(2)イの予定使用電力量を上回り又は下回ることができる。

8 料金単価の変更

(1) 基本料金単価及び電力量料金単価

原則変更しないが、市場価格の変動や全国一律の単価変更等により、契約金額が適正価格から著しく逸脱した場合は、双方協議の上、決定することができる。

(2) 燃料費等調整

一般電気事業供給約款料金算定規則に定める燃料費等調整制度に準じた燃料費等調整を行う場合は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める算式によって算定された額を超えない範囲とし、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者は当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。

なお、入札時において、燃料費等調整は考慮しないものとする。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金を設定する場合は、経済産業大臣が定めた経済産業省告示に基づき定める単価とし、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者は当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。単価を変更する場合も同様とする。

なお、入札時において、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

9 供給期間中における電気料金の算出方法(1月当たり)

支払金額＝基本料金＋電力量料金－受注者固有の割引額

(支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)

①基本料金＝契約電力×基本料金単価×力率割引(又は力率割増)

②電力量料金＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

※ただし、燃料費等調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の設定がある場合は、燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー発電独身賦課金単価を加減算

③受注者固有の割引額＝受注者の定める計算方式

(上記の各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。)

10 契約電力を超過した際の超過金

供給期間中の各月において、当該月の最大需要電力がその月の契約電力を超過した場合、最大需要電力からその月の契約電力を差し引いた需要電力（以下「超過電力」という。）に対して、超過金を徴することができる。ただし、超過金は、9の①に基づき計算した超過電力分の基本料金の1.5倍以下とする。

11 料金の支払

受注者は毎月の検針値に基づき、9の算出方法により算定した支払金額を発注者に請求することができる。支払方法については、自動口座引落とする。

なお、自動口座引落をするに当たり、供給施設毎の電気使用量及び支払額がわかる内訳を提出する。

12 その他

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとする。

また、使用電力量及び力率の単位は、1キロワット時及び1パーセントとする。

<参考資料>

以下の項目について、令和6年7月から令和7年9月までの実績を別表に示す。

- ・各施設の各月の最大使用電力（別表最大電力欄）
- ・各施設の各月の使用電力量（別表使用電力量欄）
- ・各施設の各月の平均力率（別表力率欄）

※いずれも将来の需給を示すものではない。